#### 各都道府県公益法人行政担当者各位

内閣府大臣官房公益法人行政担当室 (内閣府公益認定等委員会事務局)

## 滞納処分に係る地方税の納税証明書について

都道府県の担当者の皆様におかれましては、平素より、新公益法人制度の円滑な施行に ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第5号に規定される 欠格事由に該当がないことを確認するため、移行認定又は公益認定の申請書には、滞納処 分に係る国税及び地方税の納税証明書を添付することとされていますが、このうち「滞納 処分に係る地方税の納税証明書」について、法人や地方団体より当事務局に多くの問い合 わせを頂いております。

このような状況から、「滞納処分に係る地方税の納税証明書」の取扱いについてお知らせいたしますので、各都道府県におかれましては、税務担当課への周知とともに、法人から相談があった場合には、適切にご対応頂きますようお願い申し上げます。

また、市区町村の税務担当課にも周知頂ければ幸いです。

記

- 1.公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号により移行認定又は公益認定の申請書に添付することとされている「滞納処分に係る地方税の納税証明書」とは、「過去3ヵ年の間に地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことの証明書」のことを指します。
- 2.地方団体の長は、地方税法第20条の10、同法施行令第6条の21第1項第5号及び同条第3項の規定により、当該証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限りこれを交付しなければならないものとされており、申告又は賦課決定がない場合であっても、当該証明書を交付しなければなりません。
- 3.納税証明書の交付の申請又は納税証明書の様式は、あらかじめ地方団体で定めてこれにより証明するのが適当ですが、申請者が自ら作成したものに証明することも可能です。

以上

## 【参考:関係法令】

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) (抄)

#### (欠格事由)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法 人は、公益認定を受けることができない。
  - 一~四 (略)
  - 五 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
  - 六 (略)

# (公益認定の申請)

- 第7条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。
  - 一 名称及び代表者の氏名
  - 二 公益目的事業を行う都道府県の区域 (定款に定めがある場合に限る。)並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
  - 三 その行う公益目的事業の種類及び内容
  - 四 その行う収益事業等の内容
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一~五 (略)
  - 六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成 19 年内閣府令第 68号) (抄)

## (公益認定の申請)

# 第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 法第7条第2項第6号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
  - 一~五 (略)
  - 六 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
  - 七 (略)

地方税法(昭和25年法律第226号) (抄)

(用語)

- 第1条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 地方団体 道府県又は市町村をいう。
  - 二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。
  - 三~十三 (略)
  - 十四 地方団体の徴収金 地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- 2 この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。(以下略)
- 3・4 (略)

# (納税証明書の交付)

第 20 条の 10 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項(この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。)のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

地方税法施行令(昭和25年政令第245号) (抄)

#### (納稅証明事項)

第6条の21 法第20条の10に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一~四 (略)

五 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと。

六 (略)

- 2 (略)
- 3 法第20条の10の規定により請求する日の三年前の日の属する会計年度前の会計年度 において地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことは、第1項第5号に 掲げる事項に該当しないものとする。